

「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び
障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」
に対する意見募集の結果について

平成29年9月
目黒区地域福祉審議会

「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」に対する意見募集の結果について

1 中間のまとめに対する意見募集の実施結果

(1) 実施期間

平成29年7月15日から8月7日まで（郵送・ファクス・Eメール・持参）

(2) 周知方法

めぐろ区報及び区ホームページにより周知したほか、区政情報コーナー、各地区サービス事務所、各図書館、健康福祉計画課・介護保険課・高齢福祉課・地域ケア推進課（包括支援センターを含む）、各住区センターにて閲覧及び配付を行った。

(3) 意見提出状況

| 提出者 | 提出者数 | 意見の延べ件数 |
|-----|------|---------|
| 個人 | 4 | 9 |
| 団体 | 12 | 45 |
| 計 | 16 | 54 |

※地域福祉を考えるつどい参加者の意見を含む

(4) 意見の内容と審議会の考え方

別紙のとおり。なお、意見の主な内容はホームページにて公表する。

(5) 答申への反映について

下記の意見については、趣旨を踏まえて答申に反映させる。答申に反映させるに至らなかった意見についても、答申の際、区に伝え、計画改定において参考にするよう申し添える。

【意見11】地域の支え合いを推進していくならば、包括支援センターは地域住民との間に良好な協力関係を築いていくことが大切である。

| 答申 | |
|----|--|
| 1 | <p>II 地域包括ケアの推進について</p> <p>2 包括的支援体制の構築 (1) 総合相談機能の充実</p> <p>【下線部を追加】(10ページ)</p> <p>また、地域課題の把握や地域のネットワークの構築など地域づくりにおいても重要な役割を果たしていくことも期待されます。<u>地域包括支援センターは、地域の中に隠れている問題を見つけるため、地域に出向き、地域住民の生活と触れ合う形、アウトリーチにより活動を進めていくことが大切です。</u></p> |
| 2 | <p>II 地域包括ケアの推進について</p> <p>3 住民同士の支え合いと担い手の確保</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>【下線部を追加】(12 ページ)</p> <p>お互いに支え合い、助け合える地域社会をつくるためには、行政が個々人のニーズの全てを満たすという発想に立つのではなく、地域の問題は、みんなが関わる、みんなの問題なのだという意識を育て、強化していくことが、次期計画の大きなポイントであると考えます。</p> <p><u>区では、民生委員・児童委員をはじめ、見守りネットワーク、認知症サポーター、社会福祉協議会のボランティア、住区住民会議や町会・自治会で地域活動している方々など、数えきれない多くの方々が地域を支えています。一人でも多くの区民が活動に参加できるよう貴重な地域資源をネットワーク化し、有機的につなげていくことが必要です。いわゆる「お隣さん同士」の関係が地域づくりの基本にあることは言うまでもなく、顔の見える「お隣さん同士」の気づきから、必要な支援につながることは多くあります。しかし、「お隣さん同士」であっても、助け合いが難しいケースも考えられます。そのため、組織の活用やネットワーク化を図り、様々なアプローチにより重層的に支援していくことが必要です。</u></p> |
|--|--|

【意見 17】社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーク機能をボランティアコーディネーターに付加する予定であったが、今のところ体制が整っていない。

| | |
|---|---|
| | 答申 |
| 3 | <p>II 地域包括ケアの推進について</p> <p>2 包括的支援体制の構築 (1) 総合相談機能の充実</p> <p>【下線部修正】(10 ページ)</p> <p>社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーク機能をボランティアコーディネーターに付加して取り組んできたところですが、その機能が十分発揮されているとは言えない状況です。今後、介護保険制度の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの配置や協議体づくりをきっかけに、コミュニティソーシャルワーク機能を充実させていくことが期待されます。</p> |

【意見 20】介護サービス従事者の子どもを預かる保育施設の設置・運営等には触れられていない。施設内託児所は子育て世代にとって魅力ある就労先になる。

| | |
|---|--|
| | 答申 |
| 4 | <p>II 地域包括ケアの推進について</p> <p>5 介護・福祉人材の確保・定着・育成</p> <p>【下線部を追加】(16 ページ)</p> <p><u>事業所内保育所の設置は、人材確保のための有効な手段の一つであり、設置に当たっては、行政の支援が必要であると考えます。現在、区有地の特別養護老人ホームの整備において、施設内保育所を併設する計画が進んでいるところですが、今後より多くの人材が福祉の分野で活躍できるような環境を積極的に整えていく必要があります。</u></p> |

【意見 25・26・27・28】高齢者や障害者などの居住支援について、当事者や支援者、不動産業者等の声を聞き、十分議論して具体的な方策を考えてほしい。

| 答申 | |
|----|---|
| 5 | <p>II 地域包括ケアの推進について</p> <p>8 住まいの確保・充実</p> <hr/> <p>【下線部を追加】(22 ページ)</p> <p>住宅の確保において配慮が必要な高齢者や、障害者、低所得の方等が民間賃貸住宅へ円滑に入居することができるように、行政や関係事業者、居住支援団体等が連携して住宅情報の提供等の支援を行う居住支援協議会を設立していくことが望まれます。<u>居住支援においては、住宅を紹介するだけでなく、入居後、安定した生活を送ることができるよう必要な支援を行っていくことも大切です。</u></p> |

【意見 37・38】精神障害者が急性期にあるときや、思春期の障害児が親との関係が厳しくなったとき等に一定期間クールダウンできる場所が、身近な地域に必要である。

| 答申 | |
|----|--|
| 6 | <p>IV 障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援について</p> <p>1 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり</p> <hr/> <p>(2) 保健・医療・福祉サービスの連携</p> <p>【下線部を追加】(31 ページ)</p> <p>精神障害者の実態を正確に把握することは困難な状況にありますが、相談支援事業所が精神障害者のニーズや実態を把握し、ニーズに応じた支援につなげて、精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるよう、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図る必要があります。<u>精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の対応についても検討が必要です。</u></p> |

【意見 39】障害者の就労定着支援がとても大変で困っている。国も就労定着支援について検討しているようだが、心配である。

| 答申 | |
|----|--|
| 7 | <p>IV 障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援について</p> <p>2 誰もが社会に参加し、社会に貢献することができる環境づくりの推進</p> <p>(1) 就労支援の充実</p> <hr/> <p>【下線部を追加】(33 ページ)</p> <p>障害のある人が、社会の一員として教育・就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、必要な移動支援、意思疎通支援などのサービスの提供の充実を図るとともに、就労後も働き続けるために、企業との橋渡しとなるジョブコーチ等、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援や就労定着支援の一層の推進が求められます。<u>障害者総合支援法の改正により創設される就労定着支援については、国の制度設計に基づき、具体的な事業の検討が必要です。</u></p> |

【意見 40・41】障害者が親元から離れて生活するときに多様な自立生活をイメージできる環境づくりをしてほしい。自立生活を送るため介助者付き一人生活の支援体制を推進してほしい。

| 答申 | |
|----|--|
| 8 | <p>IV 障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援について</p> <p>3 ともに暮らすまちづくりの推進</p> <p>(2) 地域における安定した暮らしの場の確保</p> <hr/> <p>【下線部を追加】(35 ページ)</p> <p><u>障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが基本的に大切だと認識しています。今後開設される地域生活支援拠点等の相談体制や体験の場の活用など利用が望まれます。障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立して安定した社会生活を送り続けるための環境づくりについて、今後も検討していく必要があると考えます。</u></p> <p>国公有地や既存施設の活用について、民間事業者の参入を促進するために用地情報を継続して提供するとともに、民間住宅を改装したグループホームへの転用等について検討を進める必要があります。</p> |

【意見 50】生活困窮者の早期発見のため、担当部署は、どのような援助が必要なのかを考え、支援につなげていく必要がある。福祉的な知識を身に付ける職員研修や、相談先を案内するマニュアル等が必要である。

| 答申 | |
|----|--|
| 9 | <p>V 生活困窮者に対するセーフティネットの充実について</p> <p>3 連携体制の構築</p> <hr/> <p>【下線部を追加】(39 ページ)</p> <p>生活困窮者の自立を支援するためには、関係所管と緊密に連携を図り、関係所管が生活困窮というニーズを早期に発見し、自立相談支援機関をはじめ必要な関係所管に適切につなぐ意識の醸成・基盤づくりが必要です。<u>そのために、各相談窓口においては、相談の背景に生活困窮への原因が潜んでいないか気づくことができるような視点から、面談時の姿勢や心得などについて研鑽を図っていくことが重要です。</u></p> |

2 「地域福祉を考えるつどい」の開催結果

(1) 日時

平成29年7月31日（月）午後6時30分～8時50分

(2) 会場

目黒区総合庁舎大会議室（手話通訳・要約筆記つき、点字資料あり）

(3) 参加人数

56人 内訳：個人37、団体19

(4) 内容

「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」の内容を区民に伝えるとともに、目黒区の地域福祉の目指す方向について区民や関係者と意見交換を行った。

(5) 周知

めぐろ区報、区ホームページにより周知したほか、各図書館、公営掲示板等にポスターを掲示した。また、関係団体等（社会福祉協議会、民生児童委員協議会、介護事業者連絡会、地域包括ケアに係る推進委員会、見守りめぐねっと参加団体、各老人クラブ、障害者自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会、障害者団体と区長との懇談会、訪問看護事業所連絡会等）へチラシを配付した。

意見の内容と審議会の考え方

| 全般に関すること | | | |
|-----------------------|--|-----|---|
| No. | 意見（要旨） | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
| 1 | 計画改定に当たっては、現実の掌握から考えるべきではないか。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は実際には利用しづらく、当初想定した内容には程遠い。利用者の立場から諸制度・諸施策の綿密な聞き取り等による分析が必要ではないか。 | 団体 | 中間のまとめは、区が実施した介護保険と高齢者保健福祉に関するアンケート調査や障害者計画のためのアンケート調査の結果等も踏まえて取りまとめを行いました。利用者の視点から検討を進めることは大変重要と考えています。 |
| 2 | きれいごと、全国どこでも叫ばれていることを説明されるより、現場の声を一つずつ考えていってほしい。区民は決まりきったようなきれいな事は欲していない。区民が意見を言える場が必要である。 | 団体 | 審議会は、区内関係団体(民生委員やボランティア団体等)や公募区民も委員となっており、それぞれの立場から活発な意見交換が行われました。また、中間のまとめについて区民や関係団体に説明し、意見交換を行う「地域福祉を考えるつどい」を開催しました。限られた時間でしたが、多くのご意見をいただくことができたと考えています。 |
| 3 | 「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとするならば、住民は高齢者だけではない。障害者、子どもなどに加え、学校、病院、商店、企業に勤める者も地域共生社会を作っていく立派な人材である。学校、病院、商店、企業等、それぞれに話し合いがなされ、そのまとめを審議会に行ったのか。地域をつくっていくのであれば、もっと区民(企業等)の生の声を拾うシステムが必要である。 | 団体 | |
| 4 | 中間のまとめは、高齢福祉や障害福祉が中心のようだが、児童福祉についてはどのように考えているか。 | 個人 | 次期の保健医療福祉計画も現行計画と同様に、子育て・子育てに関する内容は含まれるものと考えています。計画改定においては目黒区子ども総合計画と整合を図りながら検討を進めていくことが必要であるとと考えています。 |
| 5 | 中間のまとめの内容を実現するためにはお金がかかると思うが、介護保険料を収めることができない人もいます。都に対して改善を求めるよう協力してほしい。 | 団体 | 都との連携、都への要望は大事なことです。問題が多様化している中、区として何ができるのか、我が事としてどのように考えられるのかという議論ができるとよいと考えています。 |
| 6 | 働く人たちの生活にゆとりがなければ社会参加できず、地域共生社会の実現は難しいと思う。区だけでは実現できないことが多い。国や都に要望すべき事項を具体的に示してほしい。 | 団体 | |
| 「Ⅰ各計画の基本理念について」に関すること | | | |
| No. | 意見（要旨） | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
| 7 | 介護保険を共助と解釈する考え方について公助に変更すべきであるという意見が研究者からも多数提出されている。共助と位置付けると、公的責任が曖昧になり、ボランティア主体や住民主体という名のデイサービス運営がなされる等で、利用が難しい人たちが生まれる不安も大きいのではないか。 | 団体 | 介護保険の制度自体は公的な共助の仕組みとして、その運営について保険者である区市町村が責任を持つものと考えています。その上で多様化する高齢者のサービスのニーズに応えていくために、ボランティア等、多様な担い手が行うサービスも含めて充実していくものと考えます。 |

| | | | |
|--------------------------------|--|------------|--|
| 8 | 障害者権利条約第 19 条の居住地、誰と住むかの自由を保障することを基本に据えてほしい。 | 団体 | <p>障害者計画の基本理念は、国や自治体、国民の責務を定めた障害者権利条約、障害者基本法等の理念・目的を踏まえて策定しています。</p> <p>障害者計画の基本理念に掲げている事項は障害の有無にかかわらず、すべての人が自分らしく生き、ともに暮らす社会を実現するためのものであり、ご指摘の趣旨は取り上げていると考えます。</p> |
| 「Ⅱ 地域包括ケアの推進について」に関すること | | | |
| No. | 意見（要旨） | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
| 9 | 地域包括ケアシステムには、自助から、互助、共助、公助へという構図と解釈があるが、自助と互助をできる限り行い、最後に公助が受けられるという誤解も招いている。独自の解釈で修正してほしい。 | 団体 | <p>地域包括ケアシステムを構築するためには、支え合い、助け合う地域社会をつくるという点からも取り組む必要があり、地域の問題は、みんなが関わる、みんなの問題だとの意識を育てることがポイントだと考えています。</p> |
| 10 | 「地域包括ケア」「保健・医療・福祉サービスの連携」という言葉が様々なところで行き交っているが、現状は進んでいない。中間のまとめの内容は、一般的に言われていることばかりだ。これでどのような体制づくりができるのか。審議会では活発な意見が出されているのだろうと思うが、具体的な問題点などを示してほしい。 | 団体 | <p>個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースの増加や、公的な支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題等、地域包括ケアを取り巻く状況が変化中、区民ニーズや国の動向等を踏まえ、新たな視点から各計画の方向性を打ち出すことを念頭に検討を行ってきたと考えています。</p> |
| 11 | 認知症になった近所の人から相談があり、地域包括支援センターへの相談を勧めた。その後どうなったか心配になり地域包括支援センターに尋ねたが、地域包括支援センターは近隣と結び付けようとはせず、嫌な思いをした。地域の助け合いを推進していくならば、地域包括支援センターは地域住民との間に良好な協力関係を築いていくことが大切である。 | 個人 | <p>隣同士の助け合いは私生活に関わることであり行政が政策とすることは難しいと思われませんが、地域づくりという観点から隣同士の関係を大切にすることは基本に据えておきたいと考えています。助け合いが難しいケースもあるため、重層的な支援として組織の活用やネットワーク化を図っていくことが必要です。</p> <p>地域包括支援センターの重要な役割の一つは、地域の中に隠れている問題を見つけることであると考えます。そのために、地域に出向き、地域住民の生活と触れ合う形、アウトリーチにより活動を進めていくことが大切であると考えます。</p> <p>ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|----|---|
| 12 | <p>高齢者だけでなく、障害者、子ども等の相談も受ける、全てを包括した窓口が必要だ。担当者には、様々な知識やコミュニケーション能力が必要である。福祉の現場が長かっただけの人や資格だけで決めず、納得できる担当者の配置を強く望む。総合的に考えられる職員がいるかどうかは、今後の地域包括システムに大きく影響すると思う。</p> | 団体 | <p>地域の保健・福祉の相談窓口として支援が必要な人が安心して相談できる体制整備が必要であると考えます。そのためには知識やコミュニケーション力など職員の資質や能力の向上に取り組むことが重要と考えます。</p> |
| 13 | <p>「地域包括支援センターが、高齢者だけでなく、障害者、子ども等の分野を超えた総合相談支援を行っています」との記述があるが、高齢者の総合相談支援を行っているのが実態で、障害者、子ども等の分野については、行政機関への受け渡しに過ぎない。</p> <p>地域包括支援センターが、区民にとって最も身近な相談支援機関であることは間違いがないが、あらゆる相談を同センターが担っていくためには、それに見合う組織の執行体制、人員の確保、職員の経験・知識等が必要である。</p> | 団体 | <p>支援が必要な人が自分が住んでいる地域で相談できる窓口があることが必要と考えます。</p> <p>地域包括支援センターであらゆる課題を解決できるとは限りませんが、区は、連携のあり方や執行体制について具体的に検討していく必要があると考えます。</p> <p>目黒区における地域共生社会の実現に向けたあり方については、今後も引き続き考えていくべき課題だと考えています。</p> |
| 14 | <p>縦割りの対応を排してコミュニティワーカーとして関わるという考え方は、身近な場所からの福祉という点では理想的に見えるかもしれないが、専門性の確保という面から限界があるのではないかと。縦割りは、弊害もあるが、責任の所在は担保される。ヘルパー事業所等は、近隣からの派遣が望ましいが、相談機能が薄められれば、混乱を招く。世田谷区なども、結局は「あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)」ではなく、区の専門機関に相談に行くケースがほとんどという実態は重要だ。バックアップ体制に入る区の負担が非常に大きいという話も聞く。区は、小さな自治体であるから、より身近な場所で相談という方針は、実態から考えて一部の対象を除いて時期尚早ではないか。</p> | 団体 | |
| 15 | <p>地域包括支援センターのブランチ(支所)の設置は、組織機能の低下につながり、職員へのさらなる負担が多くなるため反対だ。また、地域包括支援センターの休日開設及び夜間の時間延長については、職員の負担増につながるものであり、慎重に検討していくことを求める。</p> <p>行政機関の各部署が主体的に地域包括支援センターと連携を取りながら、区民に対して明確な公的責任を果たしていく体制が必要である。</p> | 団体 | <p>目黒区は他の自治体に比べて、各地域包括支援センターが管轄する地域が広いことや高齢者人口が多いことから、地域包括支援センターの増設等についてこれまでも要望がありましたが、専門職を複数配置しスケールメリットを活かした運用が進められてきました。しかし、現在は、高齢者や障害者がアクセスのしやすさの点から、利便性における課題も生じており、介護離職防止の観点からも相談支援の強化が求められていると考えます。</p> |

| | | | |
|----|--|----|--|
| 16 | <p>中間のまとめでは、総合相談支援機能が強調されているが、障害者とその家族が地域包括支援センターに相談に来た際、具体的にどのような動きになるのか明確ではない。障害福祉サービスは、介護保険を元に作成された地域包括ケアシステムとは単純に相いれない。障害福祉分野の相談は、行政と相談支援専門員に直接引き継いだほうが確実で、合理的ではないか。地域包括ケアシステムの中に機械的に位置づけるのではなく、障害福祉サービスとしての施策の独自性は尊重すべきだ。他の事項も含めて進歩的な障害者権利条約の考え方に合わせて、目黒区の地域包括ケアを推進することが先進的ではないか。</p> | | <p>障害のある人への相談支援を充実するために、現在進められている基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を整備し、対応していく必要があります。</p> <p>併せて、障害者支援にとどまらない家族が抱える複合的な課題への総合的な相談支援の充実も図る必要があります。その中心的な役割を担うことが期待される地域包括支援センターと、障害福祉分野の相談支援機関が、適切な役割分担のもとで効果的に連携する体制づくりについて、具体的に検討していくことが必要だと考えます。</p> |
| 17 | <p>社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーク機能をボランティアコーディネーターに付加する予定であったが、今のところ体制が整っていない。</p> | 団体 | <p>ご意見の趣旨は、答申に反映させていただきます。</p> |
| 18 | <p>生活が困窮している高齢者は、周りとの交際に消極的となり、孤立化していく。地域包括ケアというからには、孤立化する高齢者をどのように支えていくかは大きな問題だ。住区住民会議、町会・自治会の協力は不可欠である。「地域コミュニティ施策の進め方の検討結果を踏まえて」ではなく、住区住民会議、町会・自治会が地域包括ケアにどのように関わっていくことができるのかを検討するように要望し、ともに考えていく必要がある。</p> | 団体 | <p>高齢者の孤立を防ぐ取組みは、大変重要だと考えています。住区住民会議や町会・自治会という地域に根差した住民組織は、福祉的活動の担い手となっていくことを期待しています。</p> |
| 19 | <p>自治会のあり方をもっと検討し、住民の実態を最もよく捉えている機関として自治会を位置付け、福祉の拠点として立ち上げるという方向で自治会そのものを構成し直すことができないか。</p> | 個人 | |
| 20 | <p>国は、介護事業所内における保育所に対する支援策を設けているが、中間のまとめでは、介護サービス従事者の子どもを預かる保育施設の設置・運営等の費用助成については触れられていない。区では、今後複数の特別養護老人ホームが整備予定だが、介護人材が確保できる見通しが立たない現状があると思う。施設内託児所を常設することにより、子育て世代にとって魅力ある就労先となるのではないか。町田市や横浜市で老人ホームや訪問介護事業所を運営している社会福祉法人では、特別養護老人ホームに託児所を併設したり、夜勤専門スタッフを雇用することにより施設職員の負担を軽減したりしている。先例となるモデルケースを参考にしてほしい。</p> | 団体 | <p>現在でも介護職員の人材不足は深刻な問題であり、少子・高齢化の進展等により、ますます介護人材の確保は重要な課題です。介護人材の確保の観点から事業所内保育所の設置は有効な手段の一つであり、設置に当たっては行政の支援が必要であると考えています。介護人材の確保に当たっては、様々な方法から取り組み、今後より多くの人材が福祉の分野で活躍できるような環境を積極的に整えていく必要があると考えます。なお、区有地において、施設内保育所を併設した特別養護老人ホーム整備計画を進めているところです。ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|----|--|
| 21 | <p>介護保険料も値上がり、事業者の単位も下がり、デイサービスに関しては倒産する企業も過去最大といわれている。介護処遇改善が付いても全体の単位が下がっている。国は、見た目は、介護職員の給料を上げたようにしているが、残りの額の大きな落ち込みは経営に大きく影響する。介護職員の定着をうたう前に、現場の声をもっと聴くべきである。</p> | 団体 | <p>介護福祉人材の確保・定着・育成は事業者支援の上でも重要な問題と考えます。審議会には、介護事業者である委員も参画しており、議論の際には現場の状況を踏まえた意見・提案などがありました。また、28年度に区が実施した介護サービス提供事業所調査の結果も踏まえて検討を行いました。区も介護事業者連絡会での介護事業者同士の意見・情報交換を支援することを通じて事業者の声を聴いているところです。今後も機会を捉えながら、現場の声を聴いていきたいと考えます。</p> |
| 22 | <p>新しい人材、優秀で前向きに考える人材がなぜ介護分野に就労しないのかを考えていかなければ、介護現場の質は上がらない。</p> | 団体 | <p>「介護の仕事は低賃金で内容が難しい」というイメージを持っている人が少なくないと考えられます。</p> <p>介護人材の確保・定着・育成に関する施策の充実について、区から国や都に意見を述べていくとともに、介護事業所がよりよい職場となるための取組みへの支援が必要と考えます。また、若年層を含んだ幅広い年代が介護職について興味・関心を持ち、働き口として選択するきっかけを作るため、区と介護事業所が連携して介護職の魅力を打ち出す取組みを行う必要があると考えます。</p> |
| 23 | <p>在宅のヘルパーが高齢化し、減少している。区では、介護職員宿舎借り上げ支援など施設で働く人々に対する支援はあると思うが、在宅のヘルパーには支援が足りていない。</p> | 団体 | <p>介護・福祉人材の確保は、非常に大きな問題だと認識しています。区は介護職員宿舎借り上げ支援等を進めていますが、これらの支援策をいかに充実、改善できるか検討していく必要があると考えます。</p> |
| 24 | <p>特別養護老人ホーム職員のなり手が少ないため、職員体制が手薄となり、日々の仕事に追われ、職員研修にはほとんど参加できず、介護技術の継承等にも支障が及んでいると聞く。職員研修を充実させることが、介護技術向上につながり、ひいては職員全体の士気高揚につながる。職員研修は必須の支援である。</p> | 団体 | <p>区では、介護職員の確保・定着のため、平成28年度から①民間特養運営事業者への介護職員宿舎借り上げ補助、②相談会の実施 ③民間特養介護職員の研修参加に伴う代替職員確保事業が実施されています。</p> <p>職員研修を充実していくためには、人材の確保・定着が重要であることから、今後も介護職員の確保・定着について支援していく必要があり、更なる研修の充実について取組む必要があると考えます。</p> |

| | | | |
|----|--|----|--|
| 25 | 介護を考えるようになると、住宅に対する考え方はまた変わってくるのではないかと。保健医療福祉に関わる人々には、住宅について十分議論し、具体的な方策を考えてほしい。 | 個人 | 高齢者や障害者、低所得者など住宅確保要配慮者への支援のため居住支援協議会を設立していくことが望まれるということを中心に記載しているところですが、居住支援においては住宅を紹介するだけでなく、入居後、安定した生活を送ることができるよう必要な支援を行っていくことも大切であると考えます。ご意見の趣旨をさらに答申に反映させていただきます。 |
| 26 | 障害者のために住宅を探したことがあるが大変苦労した。住宅に困窮している当事者や、その支援者たちの意見も取り入れてもらいたい。 | 団体 | |
| 27 | 住宅確保については、特に精神的疾患がある場合は大変だろうと思う。不動産業に関わる人も住宅確保に関する会議に出てほしい。現場の声を企業に届けるようなシステムを作るべきだ。 | 団体 | |
| 28 | 障害者の地域生活のため住居の確保を具体的に進めてほしい。障害者がアパートを借りることは大変困難である。オーナーの理解を得るための第一歩として、不動産業者の協力を促す方策を取ってほしい。宅地建物取引業協会目黒支部の紹介だけでなく、聞き取りや支援連携先の紹介、パンフレット作成など支援方法を具体化してほしい。 | 団体 | |
| 29 | 空き家を活用し、障害者と健常者とのシェアハウス居住の支援施策などを推進してほしい。 | 団体 | 民間住宅を改装したグループホーム等福祉施設については、建築基準法並びに東京都安全条例等の法的な規制において、障害の種別や程度による緩和が示され、転用が認められるようになりました。 中間のまとめでは、障害者と健常者とのシェアハウス居住について、実現は難しいことだが、あきらめることなく実現への方策を探していくことが望まれると記載しているところです。障害の状況に応じた居住の場を整えることが基本的に大切であると考えます。 |
| 30 | 成年後見制度に内在する限界を克服しうる方策として「家族信託」がクローズアップされつつある。区においても、任意後見制度と併せて、司法書士、税理士、弁護士が取組みを始めている家族信託について、「老い支度」の啓発の取組みとして前向きに検討する必要がある。 | 団体 | 老後の生活を支える手段として、成年後見制度やリバースモーゲージ、家族信託等がありますが、どのような手法が自分にとって良いのか判断できるよう手助けしていくことが肝心です。28年度、専門家による後見人サポート組織「めぐろ成年後見ネットワーク」では、後見制度とあわせて家族信託についてもテーマとする講演会を開催しました。家族信託は、その仕組みを十分理解した上で活用する必要がありますので、必要に応じて相談窓口等で制度の概要を案内をしていくことが求められると考えます。 |

| | | | |
|----|--|----|---|
| 31 | 認知症高齢者の増加、核家族化、家族関係の悪化や希薄化等により、今後さらに成年後見制度利用促進が求められる。社会貢献型後見人(市民後見人)の計画的な養成は必要だが、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門団体のさらなる活用を進めてほしい。 | 団体 | 社会福祉協議会(権利擁護センター「めぐろ」)において、被後見人の状況を考慮し、専門家の紹介が行われていると認識しています。 |
| 32 | 日常生活自立支援事業は、成年後見制度に移行するまでの間、利用できるよう弾力的な制度の見直しをしてほしい。 | 団体 | 契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを受ける日常生活自立支援事業が果たす役割は大きいと考えています。契約締結するためには、専門員による訪問、説明、利用意思や生活状況等の確認、支援計画の作成等が必要となりますので、一定期間を要しますが、社会福祉協議会(権利擁護センター「めぐろ」)では、速やかにサービス利用が開始されるよう個別のケースに応じて適切な対応を行っていると考えています。 |
| 33 | 地域避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所について記述があり、ありがたいと思う。近くに避難所があることは大変心強い。 | 個人 | 災害時、高齢者や障害者などの要配慮者を受け入れる福祉避難所を設置し、要配慮者の円滑な利用や相談体制の整備、良好な生活環境の確保を図ることが、要配慮者へのよりよい対応を実現できると考えます。 |

「Ⅲ高齢者の自立生活を支えるサービスの充実について」に関すること

| No. | 意見(要旨) | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
|-----|--|-----|---|
| 34 | 認知症については、認知症の当事者は守ることができても、手助けしようと思った住民が守られないことを体験した。近所に認知症だと思われる人がいたら声を掛けましょうというが、声を掛けた人が守られないのであれば、簡単に声を掛けられないと思ったことがある。様々な経験をした区民の声をもっと拾うべきである。 | 団体 | 認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮し続けていくためには、「地域の支え合い」や「見守り」が必要不可欠だと考えます。その際、緩やかな「見守り」など、できる範囲での支援を続けることが大切です。地域の理解を深めるためにも、今後、認知症の普及・啓発をさらに進めていくとともに、ご指摘のとおり、区民の様々な意見を反映しながら、「地域共生社会」の実現に向け、社会全体で「我が事」として考えていく仕組みづくりが必要であると考えます。 |
| 35 | 一般企業が行うのであれば安いくらいの額で介護予防事業を実施しているが、福祉が絡むとそれが高いというイメージになる。区の事業(教室)では無料が当たり前になっており、事業所側はやりにくい、集客が難しいと嘆いている。これからの時代は、自助努力の一つとして、「健康にお金を払う」ことも必要なのではないか。 | 団体 | 区が実施する介護予防事業は、多くの方に介護予防に取り組んでいただくきっかけとするために、原則として利用者からは負担を求めずに実施されています。修了者が、引き続き介護予防に取り組むための受け皿として、地域の活動や民間の事業にどうつないでいくかが課題と考えます。 |

| 36 | 「シニア健康応援隊」は自助努力として、また、地域のつながりとして大切であるが、シニア健康応援隊に結びつける担当者、また、シニア健康応援隊の指導者には、高齢者の健康管理(運動実施の注意、血圧測定等)や、緊急事態になる前の予防的学習や実践を必修の学習としてほしい。 | 団体 | シニア健康応援隊の養成には区の保健師が当たっており、「高齢者の健康」や「安全管理と危機管理」のプログラムを設けています。また、救命救急研修等も行い、健康応援隊は、高齢者の健康管理に必要な知識と技術を身に着けた上で活動しています。今後もこれらを確実に行っていくことが必要と考えます。 |
|--|---|-----|--|
| 「IV障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援について」に関すること | | | |
| No. | 意見(要旨) | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
| 37 | 地域生活を定着させるために、精神障害者や思春期の障害者の急性期の避難場所を設置してほしい。精神的な安定が必要な時期であり、孤立を避けるためにも関係者が立ち寄れる地域に設置してほしい。 | 団体 | 精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の対応についても検討が必要であると考えます。ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。 |
| 38 | 精神障害のある人が急性期を迎えたときや、障害のある子どもが思春期を迎え親との関係が厳しくなったときなどに、身近な地域において一定期間クールダウンできる場所が必要である。 | 団体 | |
| 39 | 就労移行支援事業を運営しているが、障害者の就労定着支援が大変で困っている。国も就労定着支援について検討しているようだが、とても心配である。 | 団体 | 障害者総合支援法の改正により就労定着支援が創設されます。今後、国の制度設計に基づき具体的な事業の検討が必要だと考えます。ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。 |
| 40 | 障害者が、親元から離れて生活するときに多様な自立生活をイメージできる環境づくりをしてほしい。 | 団体 | 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが基本的に大切だと認識しています。今後開設される地域生活支援拠点等の相談体制や体験の場の活用など利用が望まれます。 |
| 41 | 中間のまとめには、障害者の地域生活の場として、グループホームの設置、整備が記述されているが、生活スタイルとして障害者は集団で住むことしか想定されていない。親元から離れて自立生活をするには、自分の生活を本人主体で運営していくことだ。その一つとして、介助者付き一人生活の支援体制を推進してほしい。重度行動障害者の施設収容を避ける方法でもある。 | 団体 | 障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立して安定した社会生活を送り続けるための環境づくりについて、今後も検討していく必要があると考えます。ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。 |
| 42 | 障害者(児)の旅行を伴う社会参加の支援制度をつくってほしい。その際、広島社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を参考に等、ボランティアの育成を図ってほしい。 | 団体 | 障害のある人が、地域社会の一員として、必要な支援を受けながら社会参加できる環境づくりは必要であると考えます。区の意思疎通支援や移動支援等と合わせて、支援の担い手としてボランティアの育成がより重要になると考えます。 |

| | | | |
|----|--|----|---|
| 43 | 「地域移行・地域定着支援のための相談支援体制が十分でないことから、入所施設や長期入院から地域での安定した生活に移行できた方が増えていない現状があります」との記載があるが、発達障害及び心の病のため、自宅等では安全を確保できず、また、複数の支援員が協調して支援する体制が必要となることから、グループホームではなく、一定規模以上の施設への入所が必要な人もいます。そのような「生きづらさ」を抱えた人がいるということを見込んでほしい。 | 個人 | 中間のまとめでは、入所施設や長期入院から、地域での暮らしを望む障害のある人に対して、支援が不足していることを現状として記載しました。 障害の状況は個別に様々であり、障害のある人への支援は、一律に行うべきものではなく、本人の希望や個々の状況に合わせて進めていくことが大切であると認識しています。 |
| 44 | 障害児と健常児がともに学校生活を送ることができる施策を積極的に進めてほしい。中間のまとめには、特別支援学級の設置増が記述されているが、共生社会は、分けた上で交流を強化することでは生まれない。ともに生活を送る仲間としての親愛・信頼関係の中でしか醸成されない。それを学校教育の基軸にすることに転換してほしい。 | 団体 | 個に応じた指導を充実させること、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらず、いきいきと学ぶ環境を整備することが求められていると考えます。 |
| 45 | 知的障害者グループホーム開設のため、50坪程度の土地を探している。取得費用は負担してもよいと思っているが、なかなか良い土地が見つからない。 | 団体 | 国公有地や民間の土地等の情報について区が用地情報を継続して提供することも必要と考えます。 |
| 46 | 審議会では、障害者計画改定のためのアンケート調査結果について議論していた。差別されたことがあると回答した人が約60%という結果が載っていたが、調査結果を踏まえ、さらに検討を進めているのか。 | 個人 | 審議会では障害者の差別や虐待に関して一定の議論をしてきました。区では障害者差別解消支援地域協議会が設立され、教育関係者も含めて検討が行われています。障害への理解を深めるためには幼いころからの教育が必要であると考えます。また、福祉施設で働く人の処遇改善やメンタルケアなど労働環境の整備も大切であると考えます。 |
| 47 | 聴覚障害者はコミュニケーション、情報保障という面に問題を抱えている。障害者差別解消法が施行されたが、手話通訳者が同伴すれば十分だというものではない。区民に対し聴覚障害への理解をもっと求めてほしい。 | 団体 | 意思疎通は、様々な障害のある人にとって大変重要なことであると考えます。障害のある人への理解を着実に進め、相互に人格と個性を尊重し合うことができる社会への取り組みが必要と考えます。 |

「V 生活困窮者に対するセーフティネットの充実について」に関すること

| No. | 意見（要旨） | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
|-----|---|-----|--|
| 48 | より深刻な問題は、貧困の問題が潜在化してしまうことだ。特に高齢者の貧困においては、本人が周囲に対して門戸を閉ざしてしまうため、社会から孤立してしまいがちである。また、若年者の貧困も、子どもの貧困という形で出てきたとしても、全体として顕在化しにくい。口を閉ざしがちな問題をどのような形で掘り起こすか。「必要に応じてアウトリーチを行う」と記述があるが、もっと具体的な掘り起し方法、アウトリーチの方法を検討すべきである。 | 個人 | 庁内外の関係所管をはじめ地域資源や関係機関との連携を進めながら、深刻な状況に陥らないような予防的観点に立った取り組みが必要です。 生活困窮者の早期把握・早期発見に努める中で効果的なアウトリーチが図れるよう、生活困窮者の支援に向けた意識の醸成・基盤づくりを積み上げていく必要があると考えます。 |

| | | | |
|------------|---|------------|---|
| 49 | 高齢者の保護率は 30 パーミルを超え、生活保護の補足率が 20%から 30%といわれていることからすると、高齢単身者の約 10%が生活困窮者と推定される。老齢基礎年金は、満額で 65,000 円弱で、貯金がなくなれば生活保護となる。その層への住宅、生活への支援が必要である。 | 団体 | 高齢化が進む中で、高齢者層に対する施策の推進・充実が必要と思われます。身体状況、経済状況等に応じた住まいの確保や生活実態に応じた最低生活の保障、地域への参画など自立支援に向けた取組を進めていくことが必要であると考えます。 |
| 50 | 生活困窮というニーズを早期に発見するために、関係機関との連携等が重要なのは当然だが、区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料などの滞納について、担当部署の職員がなぜ支払えないのか、どのような援助が必要なのかを考え、必要な支援につなげていくことが必要である。窓口職員に最低限の福祉的知識を身に付けさせるための研修や、相談先を案内するためのマニュアル等が必要である。 | 団体 | 生活に困窮されている方は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、関係所管や関係機関との着実な連携強化による効果的な支援体制が求められています。 関係所管が生活困窮というニーズを早期に発見できるよう、面談時の姿勢や心得などを含め関係所管に適切につなぐ意識の醸成・基盤づくりを進めていくことが必要であると考えます。ご意見の趣旨は答申に反映させていただきます。 |
| 51 | 生活保護は、最後のセーフティネットだ。それ以前のセーフティネットを充実させることも必要だが、誰でも必要があれば生活保護を受けることができるようにすることが重要である。憲法第 25 条で保障された生存権を守るために、生活保護に対する偏見を取り除く広報をするとともに、生活保護の実施体制を充実させることが必要である。 | 団体 | 憲法によって保障される生存権を実現するための制度の一つとして制定されたのが生活保護法であり、その目的や基本原理等を遵守しながら、自立の助長を図ることが求められています。 生活保護制度に対する適切な広報とともに、社会福祉法を遵守した実施体制の整備が必要であると考えます。 |
| 52 | 中間のまとめには、生活困窮者に対するセーフティネットの充実について記述があるが、3計画の改定とどのような関係があるのか。 | 個人 | 保健医療福祉計画は、社会福祉法に定める地域福祉計画の性格を持っていますが、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととなっているため、中間のまとめにおいても生活困窮者に関して記述しています。 |
| その他 | | | |
| No. | 意見（要旨） | 提出者 | 意見に対する審議会の考え方 |
| 53 | 区は、民間の福祉施設の運営においても責任をもって関わっていくべきだ。 | 団体 | 区へのご要望としてお預かりし、区の関係部署へ伝えます。 |
| 54 | サークル活動として住区センターで料理教室を開いている。ひとり暮らしの高齢者が主で、よい活動を行っていると思うが、今後施設使用料が上がれば、サークルの維持が困難になるのではないかと心配だ。区は施設使用料の見直しについてきちんと考えてほしい。 | 団体 | |